

総合評価方式の評価項目に関する留意事項について（お知らせ）

総合評価方式入札の試行につきましては、日頃ご協力いただきありがとうございます。

平成23年9月に実施したアンケートでいただいたご意見・ご要望など参考に平成24年度の評価項目の見直しを行いました。

これまで評価基準において誤って解釈がなされている項目等ありますので、見直しを行った項目と併せてご確認くださいようお願いします。

（評価項目）

1. 新潟市消防団協力事業所

評価は、入札公告日現在において新潟市消防団協力事業所表示認定証の交付の有無について行います。

認定基準については、新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年3月1日施行）第4条第1項に示す4つのいずれかに適合している場合に認定を行うものであり、必ずしも消防団への入団が認定の条件とはなっておりません。

詳細については、消防局警防課までお問い合わせをお願いします。

2. 障がい者雇用

高齢者及び新規の雇用者を含めて、雇用状況の評価する項目が多いというご指摘から、平成24年度は障がい者雇用の評価項目を削除します。

なお、障がい者を新規雇用する場合は、これまでどおり「雇用状況」で評価されます。

3. 次世代育成支援

育児及び介護休業制度の規定を評価の対象としてきた評価項目である「男女共同参画」を名称変更するものです。

これは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のために国や地方公共団体及び事業主が共同して行う雇用環境の整備を推進することを目的とするものです。